

業種別支援策リーフレットのご案内

経済産業省のホームページに新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者の皆さまにご活用いただける、業種別支援策リーフレットが掲載されていますので、ご案内いたします。

【例：飲食店経営者】

経済産業省

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの事業者の皆様へ

飲食店経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の創設をはじめあらゆる手段を駆動員して支援いたします。

事業者向けに 最大 200万円 給付金を支給	実質 無利子 融資で 資金繰りを 支援	休業手当等の 最大 9/10 を助成
--	---------------------------------	------------------------------------

裏面に飲食業の皆様が支援を受けられる場合についてまとめてあります。ぜひ、ご覧ください。

新型コロナウイルス感染症で経営にお困り

【支援を受けられる場合について】

- 売上は縮小する中、家賃等の固定費は変わらず負担に
→ 最大200万円まで給付金を支給します。最大の特例化給付金を支給し、法人は最大200万円、個人事業主は100万円まで給付。事業再開に向けて必要な給付金4万円、小売業の店舗については、1日あたり給付金を10万円に増額・付与します。
- 売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい
→ コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。新型コロナウイルス感染症特別貸付は、福祉サービス提供を支援することで実質的な無利子で融資し、さらに、保証の要件による融資難航も回避して、特別有利な条件でも貸付の申し込みが可能です。
- 従業員を一時的に休業させたいが、手当の支払いが大変
→ 雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。休業手当については、1/3（解雇予告なしの場合は、0/3）も助成。1/3の出発点の場合。
- 税金や保険料の支払いが負担になっている
→ 税・社会保険料の納付が猶予・減免されます。原則として税・社会保険料を滞りなく納付し、滞りなく納付している事業者は、さらに1/3の滞りなく納付の猶予も受けられます。また、滞りの事業者は、滞りなく納付の義務も発生します。
- デリバリーや弁当販売を開始し、集客を維持したい
→ 付入補助金、持続化補助金が活用できます。コロナで新しい事業を開始する場合は、1/3の減免も受けられます。また、1/3の減免も受けられます。また、1/3の減免も受けられます。

業種別のリーフレットは、以下のQRコードよりご確認くださいませので、スマートフォン等で読み込みいただき、ご確認ください。



飲食業向け

製造業向け

卸売業向け

小売業向け

宿泊業向け

旅客運輸業向け

貨物運輸業向け

娯楽業向け

医療関係向け